



# 各種手当の届け出は期間内に

現在、児童扶養手当や特別児童扶養手当・特別障害者手当などを受けている人は、毎年8月1日現在の状況を記載した「現況届（所得状況届）」の提出が必要です。これは、手当を引き続き受ける要件の有無を確認するためです。現況届の提出がないと、支給を受けることができなくなりますので、ご注意ください。なお、児童扶養手当の届出先は福祉事務所（ゆめトピア長船）のみとなっています。提出の際はお間違いないよう、ご注意ください。

届出が必要な受給資格者の皆さんには、書類を郵送します。また、現在手当を受けておらず、該当すると思われる人はご相談ください。

## ▽各種手当の届出期間など

手当名	児童扶養手当	特別児童扶養手当	特別障害者手当	障害児福祉手当															
届出期間	8月1日（月）～8月31日（水）	8月12日（金）～9月9日（金）																	
制度内容	父または母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため、児童扶養手当を支給し、児童の福祉の増進を図ることを目的とした制度です。 父親または母親がいない家庭（父親または母親が重度の障害状態のときも含む）で、年度末までに18歳に達する児童（障害のある場合は20歳未満）を養育する母、または父（父母以外の養育者）に児童扶養手当を支給します。 ※所得制限があります。（申請者本人および同居の扶養義務者の所得額により、手当の一部または全部が支給停止となる場合があります。）	精神、知的または身体に障害のある児童を家庭で監護・養育している人に、国が特別児童扶養手当を支給し、その児童の福祉の増進を図ることを目的とした制度です。	精神、知的または身体に重度の障害があるため日常生活で常時特別な介護を必要とする状態の人に支給し、障害者の福祉の向上を図ることを目的とした制度です。	精神、知的または身体に重度の障害があるため日常生活で常時介護を必要とする状態の児童に支給し、障害児の福祉の向上を図ることを目的とした制度です。															
対象者	次のいずれかに該当する児童 ▷父母が婚姻を解消（離婚）した児童 ▷父または母が一定の障害の状態にある児童 ▷父または母の生死が明らかでない児童 ▷父または母に引き続き1年以上遺棄されている児童 ▷父または母が法令により引き続き1年以上拘禁されている児童 ▷父または母が死亡した児童 ▷母が婚姻によらない（未婚）で出産した児童 ▷父または母が配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律に基づく保護命令を受けた児童	20歳未満の精神、知的または身体に障害がある児童を家庭で監護している父母か、養育している養育者  【対象外になるとき】 ▷児童が児童入所施設・社会福祉入所施設などに入所しているとき ▷児童が障害を支給事由とする年金を受けることができるとき	20歳以上で、重度の障害を重複して有する人、これに準ずる程度の障害を有する人  【対象外になるとき】 ▷障害者が障害者支援施設・社会福祉入所施設などに入所しているとき ▷障害者が病院・診療所に継続して3カ月を越えて入院するに至ったとき	20歳未満で、重度の障害が1つ以上ある人  【対象外になるとき】 ▷障害児が児童入所施設・社会福祉入所施設などに入所しているとき ▷障害児が障害を支給事由とする年金を受けることができるとき															
支給額	月額（令和4年4月から改定） <table border="1"> <thead> <tr> <th>児童数</th> <th>全部支給</th> <th>一部支給</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1人目</td> <td>43,070円</td> <td>43,060～10,160円</td> </tr> <tr> <td>2人目</td> <td>10,170円加算</td> <td>10,160～5,090円加算</td> </tr> <tr> <td colspan="3">以降児童が1人増すごとに下記の額を加算</td> </tr> <tr> <td>1人ごと</td> <td>6,100円</td> <td>6,090～3,050円</td> </tr> </tbody> </table> ※一部支給の場合、所得に応じて額が決定します。また、物価の変動により、支給額が変更される場合があります。	児童数	全部支給	一部支給	1人目	43,070円	43,060～10,160円	2人目	10,170円加算	10,160～5,090円加算	以降児童が1人増すごとに下記の額を加算			1人ごと	6,100円	6,090～3,050円	1級（重度）月額52,400円 2級（中度）月額34,900円 ※障害者本人、障害者を扶養する人などの前年所得による支給制限があります。	月額27,300円 ※障害者本人、障害者を扶養する人などの前年所得による支給制限があります。	月額14,850円 ※障害児本人、障害児を扶養する人などの前年所得による支給制限があります。
児童数	全部支給	一部支給																	
1人目	43,070円	43,060～10,160円																	
2人目	10,170円加算	10,160～5,090円加算																	
以降児童が1人増すごとに下記の額を加算																			
1人ごと	6,100円	6,090～3,050円																	
支払時期	請求した日の属する月の翌月分から支給します。毎年奇数月5・7・9・11・1・3月の6回に分けて、支給月の前月までの2カ月分をまとめて振り込みます。	請求した日の属する月の翌月分から支給します。毎年4・8・11月の3回に分けて、それぞれの月の前月までの4カ月分をまとめて振り込みます。	請求した日の属する月の翌月分から支給します。毎年2・5・8・11月の4回に分けて、それぞれの月の前月までの3カ月分をまとめて振り込みます。																
問い合わせ先	子育て支援課 児童母子係 ☎0869-26-5947	福祉課 障害福祉係 ☎0869-26-5943																	
届出先	福祉事務所（ゆめトピア長船）のみ	福祉事務所（ゆめトピア長船）、市民課（総合窓口）、牛窓支所、裳掛出張所																	

# 令和4年度低所得の子育て世帯に対する 子育て世帯生活支援特別給付金のお知らせ



新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、食費などの物価高騰などに直面する子育て世帯に対し、その実情を踏まえた生活支援を行うため、低所得の子育て世帯の人へ給付金を支給します。

本給付金を受給するに当たって、申請が不要な人と申請が必要な人がいます。申請不要の人には、6月下旬に「申請不要」と記載した案内を郵送しています。

申請が必要な人は、市ホームページをご確認いただき、給付金の対象となる人は、申請書を提出してください。

申請書は、市ホームページからダウンロード可能なほか、子育て支援課または本庁総合窓口・各支所出張所でも配布しています。

詳しくは市ホームページをご確認ください。

## ■ひとり親世帯分

### ▷対象者

次の①～③のいずれかに該当するひとり親などの人

- ①令和4年4月分の児童扶養手当の受給者
- ②公的年金などを受給しており収入が児童扶養手当受給者と同じ水準となっている人
- ③新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、収入が児童扶養手当受給者と同じ水準となっている人

### ▷支給額

児童1人当たり5万円

※児童扶養手当受給者以外の人で対象となる人は、まずは子育て支援課へご相談ください。

## ■ひとり親世帯以外の世帯分

### ▷対象者

下記1または2に該当する人

1. 次の①～③のいずれかに該当する令和4年度の住民税が非課税の人
  - ①令和4年4月分の児童手当または特別児童扶養手当の受給者
  - ②高校生学齢の児童を養育する人
  - ③令和5年3月分までの新規児童手当・特別児童扶養手当の受給者
2. 新型コロナウイルス感染症の影響を受け、上記①～③のいずれかに該当する人またはその配偶者のうち、生計主宰者の令和4年1月以降の任意の月の収入が住民税非課税相当となった人

### ▷支給額

児童1人当たり5万円

### ▷その他

公務員は、非課税であっても申請が必要です。



詳細はこちら



ひとり親世帯分

詳細はこちら



ひとり親以外の世帯

申問子育て支援課 ☎0869-26-5947